

令和元年度

大阪労働局における重点対策
事項に係る取組状況

資料目次

- (1) 働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・（1～4頁）
- (2) 雇用環境・均等の分野・・・・・・・・・・・・（5～7頁）
- (3) 労働基準の分野・・・・・・・・・・・・（8～21頁）
- (4) 職業安定の分野・・・・・・・・・・・・（22～27頁）
- (5) 需給調整事業の分野・・・・・・・・・・・・（28頁）
- (6) 労働保険適用徴収の分野・・・・・・・・・・・・（29頁）

大阪働き方改革推進会議の取組

平成31年4月より「働き方改革関連法」が順次施行されており、令和元年5月29日に第6回となる大阪働き方改革推進会議を開催した。本会議では、構成団体として近畿農政局が新たに参画したほか、「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を新たに設置した。また、今後の大阪地域での働き方改革の指針となる「基本方針」を確認するとともに、各構成団体が毎年度取り組む事項を「実行計画」として取りまとめた。

第6回 大阪働き方改革推進会議

基本方針（取組項目）

- I 働き方改革関連法等の内容及び支援策の周知・浸透
 - ・長時間労働の是正、過労死等の防止
 - ・公正な待遇の確保
 - ・最低賃金のための環境整備
 - ・生産性向上、下請取引対策の強化
 - ・働き方改革の実施における労使関係の安定
- II 多様な人材の活躍促進
 - ・人材育成
 - ・女性・若者・高齢者・障害者の活躍
 - ・外国人留学生等の就職促進
- III 誰もが活躍しやすい職場環境の整備
 - ・WLBの実現
 - ・育児や介護と仕事の両立支援
 - ・治療と仕事の両立支援
 - ・ハラスメント対策
- IV 業種等の特性の応じた対策等
 - ・労働環境の改善による人材不足の解消
- V その他
 - ・各種取組の効果的な発進連携



第6回 大阪働き方改革推進会議の様子

実行計画（大阪労働局ホームページで公開）

働き方改革関連法の施行スケジュールを踏まえ、各構成団体が持つチャンネルや強みを生かしつつ連携して取組を進める

➡ 進捗状況は、働き方改革推進会議及び実務者会議等で確認

構成団体	行政機関	労使団体等	金融機関	オブザーバー
	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府 ・大阪市 ・堺市 ・近畿総合通信局 ・近畿財務局 ・近畿厚生局 ・近畿農政局 ・近畿経済産業局 ・近畿地方整備局 ・近畿運輸局 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合大阪 ・関西経済連合会 ・大阪商工会議所 ・堺商工会議所 ・大阪府商工会連合会 ・大阪府中小企業団体中央会 ・大阪府社会保険労務士会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪信用金庫 ・池田泉州銀行 ・りそな銀行 ・関西みらい銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿税理士会 ・全国労働保険事務組合連合会大阪支部 ・大阪産業保健総合支援センター ・大阪府よろず支援拠点 ・大阪働き方改革支援・賃金相談センター

具体的取組

金融機関と連携したセミナー・シンポジウム

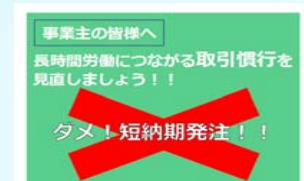
- ✓ 金融機関と連携し、中小企業向けの「働き方改革関連法」セミナー、「人手不足」などをテーマとしたシンポジウムを開催
(8月28日:池田泉州銀行・9月26日:りそな銀行)
- ✓ 働き方改革への取組を促すため、生産性向上事例や各種助成金を紹介
- ✓ シンポジウム後には働き方改革に関する個別相談会を実施



「しわ寄せ」防止について、いち早く(※)業所官庁の連携取組を実施

- ✓ 働き方関連法に伴う取引上の配慮・下請取引等(「しわ寄せ」防止)について、第6回会議で業所官庁(大阪労働局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局)の取組状況を報告
- ✓ 今後の取組・連携事項を「実行計画」に記載

(※) 令和元年6月26日:厚生労働省が「大企業・親事業者の働き方改革に伴う、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策(しわ寄せ防止総合対策)」を発表



働き方改革関連法の周知について

働き方改革を推進する上では、さまざまな機会を捉え周知・広報を積極的に行うことが重要となることから、セミナー等を通じて働き方改革の内容や考え方を周知するとともに、助成金制度等を活用した取組への支援を行っていく。また、より多くの企業に周知・広報の取組を広げるため、労働者団体、使用者団体及び地方自治体と積極的に連携を図っていく。

働き方改革関連法



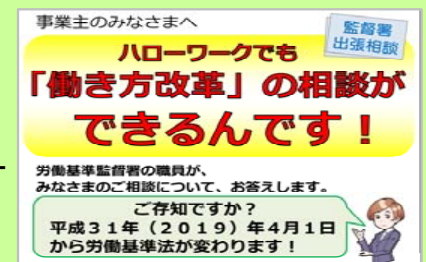
周知のための主な取組

- ◆ **中小企業を対象とした各種セミナーの開催**
 - ・「中小企業の街 東大阪でやる働き方改革セミナー」(7/30)
 - ・中小企業団体中央会大阪大会における局長基調講演
テーマ「働き方改革で大阪を元気にする！」(9/9)
- ◆ **同一労働同一賃金への対応に向けた大規模セミナーの開催**
 - ・大阪府内の人事労務担当者を対象に実施 (10/2・10/9) 1386名参加
- ◆ **監督署支援班による働き方改革関連法説明会等の開催**
 - ・各署で253回、22668事業場が参加 (9月末現在)

周知の状況

【相談窓口の充実】

- ◆ ハローワーク内に働き方改革相談コーナーを設けて個別相談を実施(4月～)
- ◆ 労働保険事務組合委託事業所に対しセミナーと個別相談会を実施(9月～:全ハローワーク16か所)
- ◆ 労働保険年度更新受付時に相談コーナーを設置 (7月 58回)



【その他取組事項】

- ◆ 近畿各地の相談先が入ったリーフレットを近畿税理士会へ送付(15,800枚)
- ◆ 働き方改革のセミナーやイベントを大阪労働局HPでまとめて発信
- ◆ ハローワークの事業所向け窓口において相談先のリーフレットを配布(6月～)
- ◆ ハローワークの学卒求人説明会において監督署の支援班が説明(5月～)
- ◆ 中小企業の働き方事例集を作成
- ◆ 地元ケーブルテレビで説明(4月・9月)



働き方改革関連法の円滑な施行

労働基準法の現行法制及び改正労働基準法の周知

◆「働き方改革」に推進に向けた説明会の開催

労働時間相談・支援班が、中小企業に向けて働き方改革関連法(改正労基法)のための窓口事業主団体等に、改正労働基準法の内容、長時間労働の削減等に関する説明会を開催しています。

【労働時間相談・支援班による実施状況】(令和元年9月末現在)

集団指導		説明会等		訪問支援
回数(回)	参加事業場数(社)	回数(回)	参加事業場数(社)	件数
81	1,672	253	22,668	1,798

【労働時間相談・支援班による相談事例】

相談内容	提案・案内した具体的な改善策
「年次有給休暇を繁忙期に取られたら工場がまわらなくなる」	計画的付与制度を紹介し、閑散期に一齐に休暇を取得させる方法を提案。労使協定の締結方法も説明し、謝意が示された。
「時季により繁閑があることから、1年単位の变形労働時間制の導入を検討しているが、手続き、留意点を教えてほしい」	年間カレンダーの作成、労使協定の締結方法、署への届出方法等について説明。改善策を提案されたことについて、謝意が示されるとともに、後日、1年単位の变形労働時間制に係る労使協定を締結・届出し、 法違反の未然防止が図られた。
「残業を減らさないといけないと思っているが、どう取り組んでいいかわからない」	事業場の説明から、あらかじめ月単位で業務の繁閑が予想できるとのことから、1か月単位の变形労働時間制の導入を提案し、謝意が示され、検討するとの回答。

【労働時間相談・支援班による活動例】

東大阪署は、令和元年7月30日、ハローワーク布施と共催で、東大阪商工会議所、東大阪市と連携して働き方改革セミナーを開催しました。(66社参加)支援班から改正法説明を行い、働き方改革に取り組む企業2社からの事例発表等を実施しました。併せて、働き方改革推進支援センターと共同で個別相談も実施しました。セミナー開催の様子は、地元のケーブルテレビ局「ジェイコム東大阪」により、番組内で放送されました。

◆36協定未届事業場に対する相談指導事業

労働局の委託事業として、36協定の未締結・未届事業場を対象に自主点検表の送付、相談指導会の実施、個別訪問指導を実施しており、その際に、働き方改革関連法の周知を行っています。

◆ J:COMチャンネルでの周知

平成31年4月22日、大阪市域及び北河内(枚方市を除く)地域のケーブルテレビ(J:COMチャンネル)のデイリーニュース(生放送)に大阪労働局労働基準部監督課の職員が出演し、働き方改革関連法の広報を行いました。



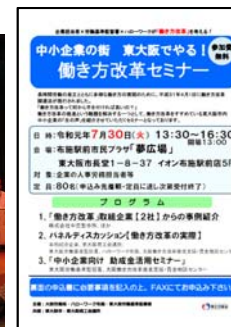
◆初歩から学ぶ労働基準法講座の開催

事業場における法違反を未然に防ぐことを目的に、事業主や企業の労務管理担当者等を対象として、労働基準法の初歩的な項目について説明する講座を開催しています。また、働き方改革関連法(改正労基法)の内容にも対応したものととして、改正法の周知も併せて行っています。

- | | | |
|-----|------------|--------|
| 第1回 | 令和元年10月29日 | ●名参加 |
| 第2回 | 令和元年12月2日 | 定員100名 |
| 第3回 | 令和2年1月予定 | 定員100名 |
| 第4回 | 令和2年3月予定 | 定員100名 |



東大阪署が実施したセミナーの様子と周知用ポスター



初歩から学ぶ労働基準法講座の様子



働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業や小規模事業者等が働き方改革の考え方や内容等への理解を深め、働き方改革に前向きに取り組めるようにするための支援策の一つとして「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」により、昨年4月から「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設し、働き方改革に向けた相談に対応している。また、各企業が抱える働き方改革に向けた課題に技術的な助言、提案を行うため訪問支援を実施している。



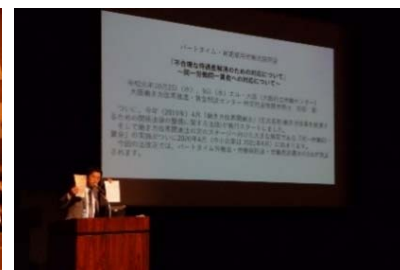
- 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターは、天満橋駅徒歩5分の交通至便な大阪府社会保険労務士会館5階に開設され、企業からの電話・来所・メールによる相談に対応している。
- 企業が抱える課題に向けた具体的な改善策を提案するために事業所に専門家を派遣するほか、同会館を会場とした独自の働き方改革関連法セミナーを多数開催している。すべて無料で利用できる。

【主な相談内容】

社会保険労務士や経営コンサルタント等のビジネスサポートの専門家が労務管理・賃金制度等の悩みに無料で相談に対応。

- 労働時間の見直し（時間外労働の削減・36協定の締結の仕方など）
- 非正規雇用労働者の処遇改善（同一労働同一賃金ガイドライン対応など）
- 生産性の向上（最低賃金の引き上げに向けた生産性向上の環境整備など）
- 人手不足の解消（人材の確保・育成を目的とした雇用管理改善など）
- 助成金の活用（利用可能な各種助成金に関するアドバイスなど）

- エルシアター（エルおおさか）で2回開催された「パートタイム・有期雇用労働法説明会」では、合計1386名の参加者を前に同センターの専門家（特定社会保険労務士）が講演。説明会終了後の個別相談会では、多数のセンターの専門家が参加者の相談に対応。



- 大阪府下のすべての商工会・商工会議所を訪問し、会員企業へのセンター事業の紹介と利用勧奨を実施。また、働き方改革関連法に関するセミナー共催を各地域で多数開催。
- 平成31年度において「稼ぐ力」応援チームセミナーを実施する等、経産省、農林水産省とも連携し、最低賃金及び業務改善助成金等の支援策に関する周知活動の実施、または事業主等から個別相談を受け付けている。



- グランフロント大阪（ナレッジセンター）で開催された厚生労働省主催の「中小企業に向けた『働き方改革』特別フォーラム」のパネルディスカッションにパネラー参加。同センターの支援内容を詳しくPR。
- J:COMデイリーニュースに出演。「働き方改革推進」をPR。

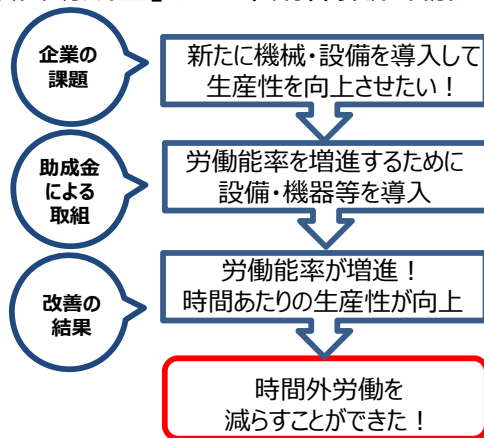


労働時間等の設定改善に向けた取組の促進 (時間外労働等改善助成金・業務改善助成金の活用)

- 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することにより、労働時間の削減や賃金引上げを図るための制度
- 働き方改革への取組意識の高まりにつれ、「時間外労働等改善助成金」(時間外労働等上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース、団体推進コース)、「業務改善助成金」ともに申請件数が増加している。

【令和元年度申請件数】 (9月末時点)

- 時間外労働等改善助成金
(各コース合計) : 470件
[前年度同月比 : 8.39倍]
- 業務改善助成金 : 15件
[前年度同月比 : 1.15倍]



大学生等を対象としたワークルールセミナーの実施

- これから社会に出て働く学生を対象にワークルールに関するセミナーを実施
- 大阪府社会保険労務士会(働き方改革推進会議構成団体)と連携し大阪労働局では、主に大学生を対象としたセミナーを実施
(大阪府社会保険労務士会: 高等学校における就労前教育「出前授業」を実施)

【実施状況(令和元年9月末時点)】

受講者数(大学生等) **557名**

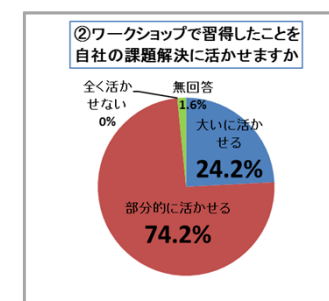
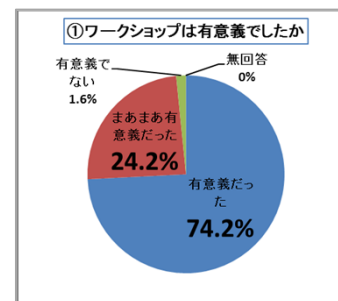
セミナーの申込は大阪労働局HPから受付



過重労働の解消のための働き方・休み方の改善の促進 (ワークショップによる取組)

- 働き方・休み方の改善の取組手法として、ワークショップ(体験参加型の講習会)を開催。ワークショップ後は、各企業において社内で話し合いを重ねアクションプラン(取組プラン)を作成。実行・分析を行った上、改善レポート(取組状況の報告)の提出をひとつのステップとして、その後も取組を進めていく。

令和元年度(9月末現在)6回開催(40社 62名参加)



【参加者の声】

- 働き方改革を進めるうえでの気づきになった。
- 他社の考え方が参考になった。
- 他社が取り組む良い部分をバランスよく意識して取り入れたい。
- 意見交換形式で、より具体的に考えることができた。
- 自社の問題点が改めて分かった。

大企業・親事業者の働き方改革に伴う 下請け等中小事業者への「しわ寄せ」防止

- 労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、下請け等中小事業者の労働者の長時間労働につながる短期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があることから、大企業や親事業場に対し、中小企業庁と連携し、下請け等中小事業者に「しわ寄せ」を行わないように要請した。



女性の活躍推進

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

令和元年9月末現在
1,665社（うち300人以下 195社）＜届出率 97.7%＞

【えるぼし認定企業数】

- 取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができる。
- 認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階。

令和元年9月末現在
52社（うち300人以下 7社）
3段階目 33社
2段階目 18社
1段階目 1社



次世代育成支援対策の推進

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

令和元年9月末現在
6,210社（うち100人以下 2,621社）＜届出率 98.2%＞

【くるみん認定企業数】

- 行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。
- さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができる。

令和元年9月末現在
164社（うちプラチナくるみん認定企業 9社）



女性活躍推進法の改正、パワーハラスメント対策の法制化 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 令和元年6月5日公布）

【女性活躍推進法の主な改正点】

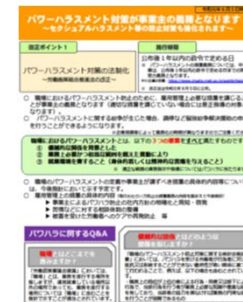
- ① 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大
（①施行：公布後3年以内の政令で定める日）
- ② 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化
- ③ 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））の創設
（②、③施行：公布後1年以内の政令で定める日）



省令、指針等の決定後、周知・広報を本格的に実施する。

【パワーハラスメント対策の法制化（労働施策総合推進法の改正）】

- ① 事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設
- ② パワーハラスメントに関する労使紛争について、労働局長による紛争解決援助、調停の対象とする
（①施行：公布後1年以内の政令で定める日。中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務）



【労働相談の充実のための取組】

雇用環境・均等の分野

労働相談件数

令和元年度 (9月末現在)	平成30年度	平成29年度	平成28年度
64,057 件	121,692 件	114,492 件	119,651 件

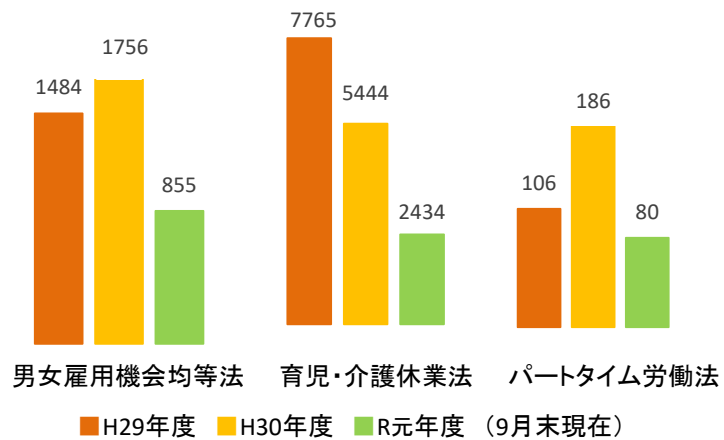
31年度(9月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は25,668件(40.1%)。

民事上の個別労働相談件数(左記「労働相談件数」の内訳件数)

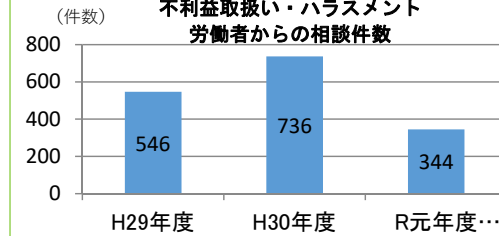
令和元年度 (9月末現在)	平成30年度	平成29年度	平成28年度
10,217件	19,785 件	20,268 件	21,368 件

31年度(9月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は1,013件(9.9%)。

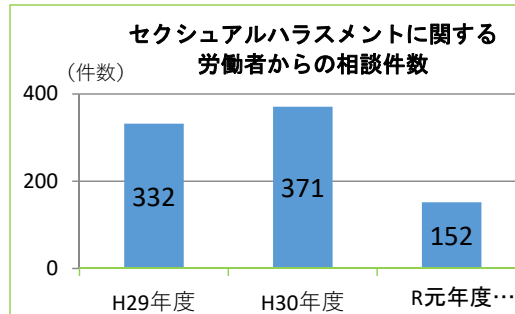
男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・パートタイム労働法に係る相談状況(上記「労働相談件数」の内訳件数)



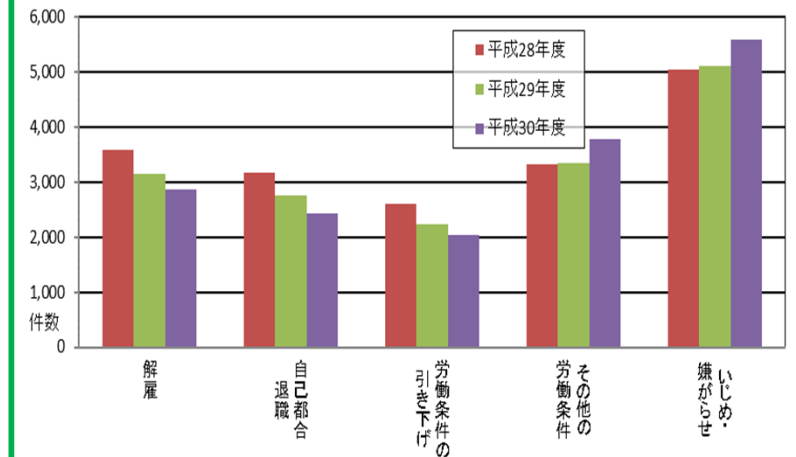
妊娠・出産・育児・介護休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメント 労働者からの相談件数



セクシュアルハラスメントに関する労働者からの相談件数



民事上の個別労働相談内容の内訳(上位5)



(1人の相談につき複数件計上あり)

労働局長の助言・指導の運用状況(受付件数)

令和元年度 (9月末現在)	平成30年度	平成29年度	平成28年度
399 件	687 件	657件	602 件

平成30年度に助言・指導を実施した638件のうち、271件(42.5%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせんの運用状況(受付件数)

令和元年度 (9月末現在)	平成30年度	平成29年度	平成28年度
171 件	387 件	339 件	384 件

平成29年度に手続きを終了したあっせん378件のうち、合意成立件数は123件(32.5%)であった。

【過重労働による健康障害の防止】①

大阪労働局における過労死等とその防止対策の現状

脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況

脳・心臓疾患補償に係る補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H28	H29	H30	H28	H29	H30
件数全体	請求	825	840	877	83	123	90
	決定	680	664	689	76	77	92
	支給	260	253	238	25	26	37
うち死亡	請求	261	241	254	18	18	21
	決定	253	236	217	25	14	20
	支給	107	92	82	10	5	11

精神障害に係る補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H28	H29	H30	H28	H29	H30
件数全体	請求	1,586	1,732	1,820	144	162	180
	決定	1,355	1,545	1,461	136	145	151
	支給	498	506	465	36	34	30
うち自殺	請求	198	221	200	22	25	18
	決定	176	208	199	17	24	20
	支給	84	98	76	5	9	7

ストレスチェック制度の実施状況(令和元年9月末現在)(常時使用する労働者が50人以上の事業場)

- ◎事業場の83.3%がストレスチェックを実施
- ◎実施事業場の労働者の74.2%が受検
- ◎受検労働者で面接指導を受けた者の割合はごく少数
- ◎実施事業場の85.9%の事業場が集団分析を実施

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導状況

◆監督指導の強化

各種情報から、月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して重点的に監督指導を実施しています。違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する全社的な是正指導や是正指導段階での企業名公表制度の強化などを実施しています。また、重大・悪質な違反が確認された場合は、過重労働撲滅特別対策班(かとか)による捜査、送検を行っています。

違反率70%超業種	実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計	2,314 (100%)	1,557 (67.3%)	836 (36.1%)	144 (6.2%)	303 (13.1%)
製造業	398 (17.2%)	293 (73.6%)	183	26	49
	建設業	125 (5.4%)			
運輸交通業	329 (14.2%)	287 (87.2%)	213	19	55
	その他	1,462 (63.2%)			

【大阪労働局における平成30年度監督指導結果(公表)】

- ◎ 違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
 月80時間を超えるもの 549事業場(65.7%)
 うち、月100時間を超えるもの 371事業場(44.4%)
- ◎ 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため指導したもの 1,548事業場(66.9%)
- ◎ 労働時間の把握が不適正なため指導したもの 402事業場(17.4%)

主な過労死等防止対策の推進

11月 過重労働解消キャンペーン

◆ 重点監督の実施

- ① **長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等**
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど**若者の「使い捨て」が疑われる企業等**を対象に、重点監督を実施。
⇒ **重大・悪質な違反が確認された場合は、送検も視野に入れて対応(送検した場合、企業名等を公表)。**

◆ 労使の主体的な取組の促進

10月21日(月)に、大阪労働局長及び大阪府知事名の要請文書により、

- **日本労働組合総連合会・大阪府連合会**
- **公益社団法人関西経済連合会**
- **大阪商工会議所**
- **堺商工会議所**
- **大阪府商工会連合会**
- **大阪府中小企業団体中央会**

に対し、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組の要請を実施。



◆ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介。

ベストプラクティス企業 株式会社ダイセル

日時：令和元年11月21日(木) 10:30～11:30

場所：大阪市北区大深町3-1 グランフロントタワーB31階

◆ セミナー等による周知・啓発(令和元年11月以降分)

① 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時：11月27日(水) 14:00～16:30
場所：コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3
定員：250名 参加費：無料



② 過重労働解消のためのセミナー

日時：12月5日(木) 14:00～16:30
場所：LEC梅田駅前本校(507教室)
定員：100名 参加費：無料



◆ 過重労働解消相談ダイヤル

10月27日(日)9:00～17:00に、労働基準監督官がフリーダイヤルで電話相談を受け付ける「**過重労働解消相談ダイヤル**」を全国主要都市で実施しました。

⇒ 受け付けた情報については、**監督指導**に活用。



【労働条件の確保・改善対策の推進】①

法定労働条件の確保改善の推進

監督指導の状況

◆ 監督指導件数の推移(平成31年は1～9月)

	H29年	H30年	H31年(1～9月)
監督指導実施件数	7,222	7,746	4,733
うち違反件数	5,226	5,067	3,450
違反率	72.4%	65.4%	72.9%

◆ 平成30年の主な違反事項・違反率

労働基準法		安全衛生法等	
労働時間	22.2%	定期健康診断	38.8%
割増賃金	15.7%	作業主任者	3.6%
労働条件明示	9.6%	定期自主検査	4.3%
就業規則	8.0%	安全衛生管理体制	5.9%

※ 労働者からの申告に基づき実施した監督及び是正状況を確認するために再び実施した監督を除く

◆ 申告監督件数の推移

	H29	H30年	H31年(1～9月)
申告監督実施件数	1,972	1,870	1,447
うち違反件数	1,353	1,235	948
違反率	68.6%	66.0%	65.5%

◆ 平成30年の主な申告監督の違反事項・違反率

違反事項	違反率
賃金不払	54.2%
労働時間等	63.0%
解雇の予告	37.5%

◆ 送検件数の推移

今年度現在1位

		H29年	H30年	H31年(1～9月)
労基法等違反	定期賃金の不払	6	7	9
	解雇	2	3	3
	賃金不払残業	3	3	3
	労働時間・休日等	13	13	7
	その他	6	4	9
	計	30	30	31
安衛法違反	機械等危険防止	10	19	7
	作業主任者の選任等	2	3	0
	墜落等危険防止	9	13	16
	労災かくし	7	4	7
	就業制限	0	1	1
	その他	4	5	4
	計	32	45	35
合計		62	75	66

労働基準関係法令の周知・労働条件の確保・改善対策の推進への取組

「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」

◆いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言

平成30年3月27日、大阪労働局は、大阪府との間で、労働者を使い捨てにする企業は許さないという趣旨に基づき、「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」を実施しました。共同宣言と協定の締結により、大阪府と大阪労働局はこれまで以上に積極的に連携し、いわゆるブラック企業の撲滅に向けた取組及び働く意思のある人が持てる能力を十分に発揮する機会と企業が必要な人材を確保するための取組を推進するという要旨のもと、①各種セミナー等での労働基準法との周知啓発、②キャンペーン期間における集中取組み、③経済・業界団体への要請、④過重労働解消等働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業の応援について、各団体等にも協力を求め、効果的に取り組んでいます。

11月は「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」

大阪労働局では、大阪府と共催し、各経済団体及び労働団体等の協賛を得て、11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」に設定し、「ノー残業デー」の実施などによる時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進などを呼びかけ、ワークライフバランスの実現に向けた気運の熟成を図ります。



いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言

膨大な長時間労働やノルマを課したり、賃金不払残業やパワーハラスメントが横行するなど、過酷な労働環境下で労働者を使い捨てにするような、いわゆるブラック企業は、労働者の健康や生活を脅かし、過労死等を引き起こす可能性もあるなど許すことはできません。

また、若者や女性など全ての労働者がいきいきと働き続けることができる社会の創出は、将来に向けた人材の確保や育成につながり、大阪経済が活性化するための基です。

大阪府と大阪労働局は、いわゆるブラック企業を撲滅し、過労死等を大阪から無くするため、働く人々の労働環境の改善に取り組むとともに、働き方を改革する企業を応援します。

平成30年3月27日

大阪府知事 松井 一郎
厚生労働省 田畑 一雄
大阪労働局長 田畑 一雄

連携した取組み案

- 各種セミナー等での労働基準法等の周知啓発
事業主や業界団体等に対し、さまざまな機会を通じていわゆるブラック企業にならないための労働法の基礎知識を周知啓発する。
- キャンペーン期間における集中取組み
「過労死等防止啓発月間・過重労働解消キャンペーン」(11月に、街頭キャンペーンや相談窓口の周知、シンポジウム等を集中的に行う。
また、新たに「時間外・休日労働協定(36協定)周知期間(仮称)」(1月16日～2月15日(予定))を設定し、労使間の協定締結を促進する。
- 経済・業界団体への要請
過重労働解消に向けた自主的取組みや発注元企業の取引慣行見直し等の要請を共同で行う。
- 過重労働解消・防止など、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業の応援
働きやすい職場づくりの模範的企業を効果的にPRする方策等を検討する。
1～4を効果的に進めるため、「大阪働き方改革推進会議」を活用するなど、使用者団体や労働者団体等に協力を求める。

※各項目の具体的な内容は、今後、大阪労働局と大阪府で検討

36協定締結周知期間(令和2年1月16日～同年2月15日)

大企業・中小企業を問わず、使用者、労働者、労働組合など事業場内すべての関係者が労働基準法上の36協定を知り、正しく締結する必要性を理解するためには、その幅広い周知が緊要な課題となるが、その36協定を知ること、適正に締結し、運用することなど36協定締結周知の取組の推進を図る観点から、「36協定締結周知期間」を設定し、「～み(3)なでむ(6)すぼう! 36協定～」を合言葉として、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとします。

時間外労働を行うには 36(サボク)協定が必要です。
「36協定締結周知期間」(令和2年1月16日～2月15日)
～み(3)なでむ(6)すぼう! 36協定～

労働基準法では、労働時間は原則「1日8時間、1週40時間以内」とされています。これを「法定労働時間」と言います。

「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、「労働基準法第36条に基づき労働協定(36協定)の締結・労働基準監督署への届出」が必ず必要です。

36協定においては、「時間外労働を行う業種(建設業、運輸業、通信業、放送業、新聞業、出版業、印刷業、映画業、演劇業、興行業、スポーツ関係業、芸能関係業、娯楽関係業、サービス業、その他)」に限定されています。その他の業種については令和2年4月1日から36協定の適用が開始されます。

◎2014 大阪府もすやん

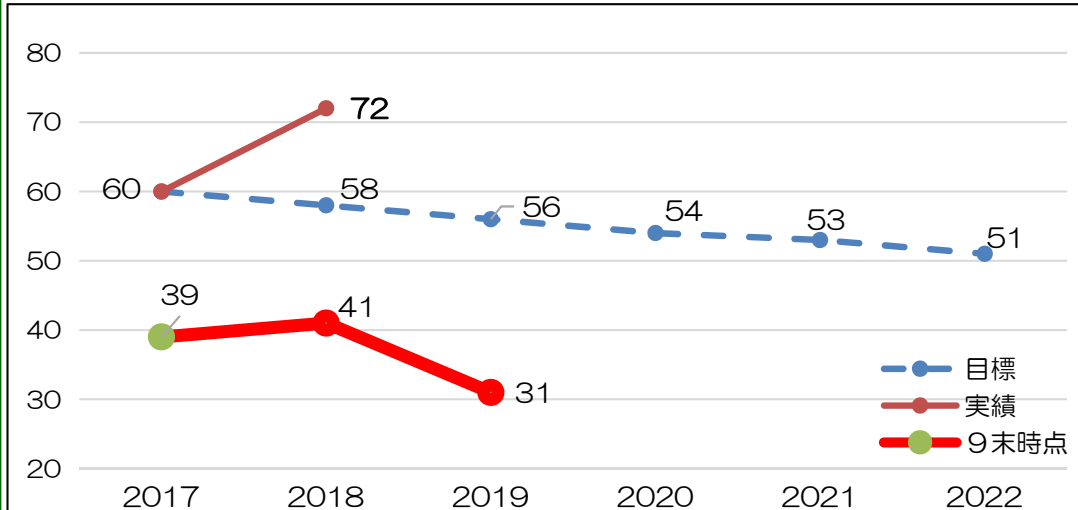
◆「労働協定の支援コーナー」を、全国の労働基準監督署に設置しています。
◆窓口は、電話種ごとも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
受付時間: 受付時間(1～7時)は土日・祝日も受付可能。
※労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。

担当: 労働基準監督署一課

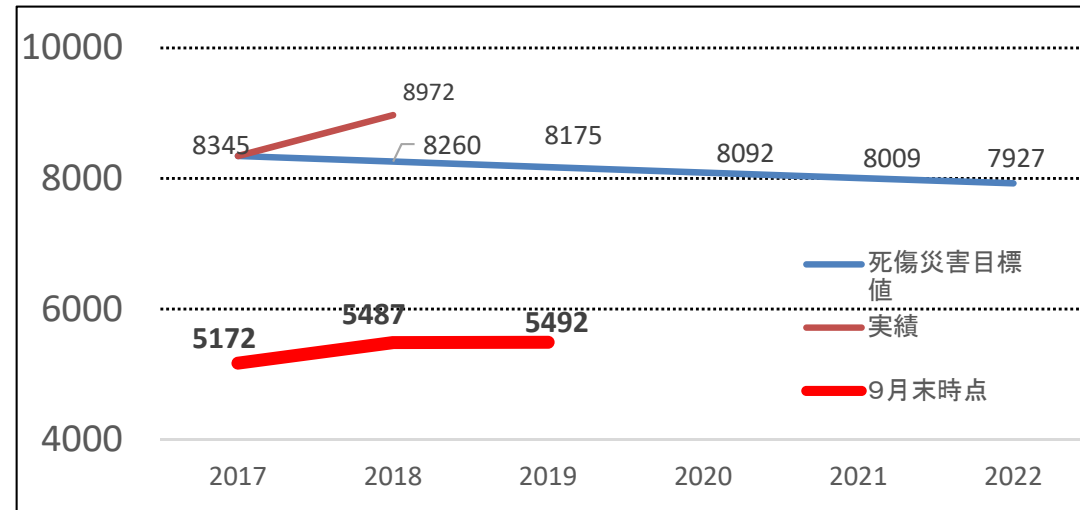
主催: 厚生労働省大阪労働局 大阪府

大阪労働局第13次労働災害防止推進計画（第13次防）【2年度目】

目標（死亡災害：人）



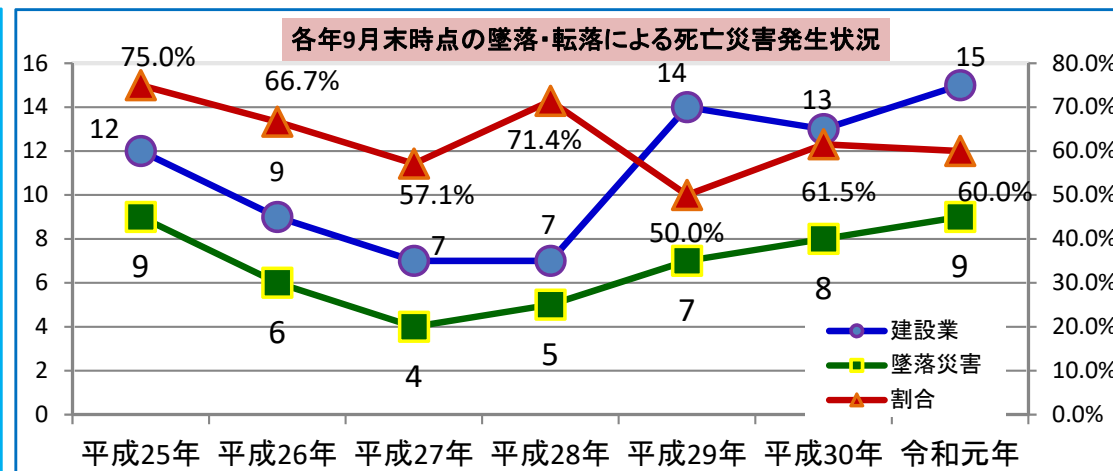
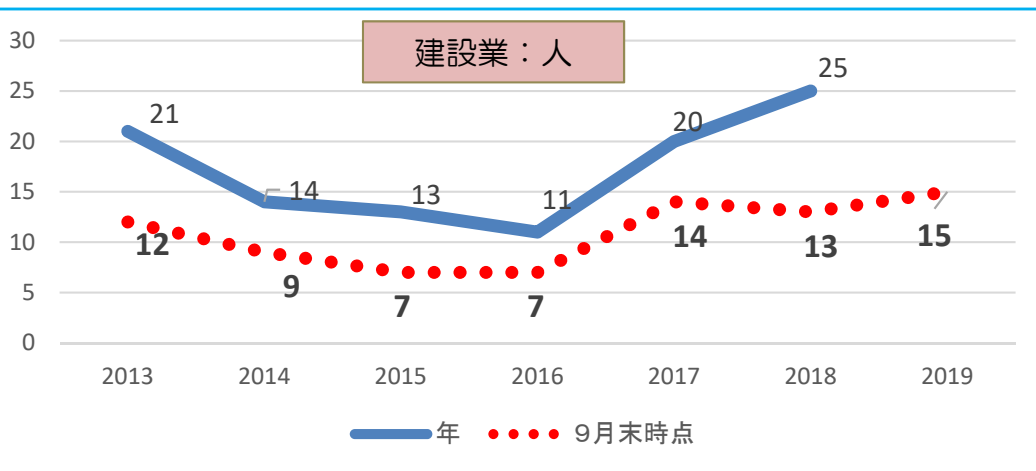
目標（死傷災害：人）



①死亡災害 2017年と比較して、2022年までに**15%以上減少**させる。

②死傷災害 2017年と比較して、2022年までに**5%以上減少**させる。

死亡災害は、令和元年9月末現在、31人発生。建設業では15人の発生と昨年同期比+2件で、中小企業・小規模事業場が施工する建設現場での墜落・転落災害が多く発生し、本年の目標値12人をすでに上回った状況である。



死亡災害撲滅に向けた実績と今後の取組

1 夏季死亡災害防止強化期間の設置 ～建設現場に対し集中して監督指導を実施～

本年度においては、建設業の死亡災害を半減させることを目標としていることから、6月から8月期において、「**夏季死亡災害防止強化期間**」を設定し、**建設現場に対し集中的に現場指導**を実施した。

2 台風被害にかかる復旧工事による災害の防止について

昨年の台風21号による屋根被害等に係る災害復旧工事による死傷災害が顕著であったため、その**発生状況を分析し記者発表、ケーブルテレビを活用した広報**を実施した。

【死亡者数について】

台風21号通過時に係る死亡者数 1人 復旧工事等に伴う死亡者数 8人

【休業災害について（休業見込み日数4日以上のもの）】

台風通過時の災害により休業を伴う被災者数 86人 復旧工事等の災害により休業を伴う被災者数 69人

3 パトロールの強化

建設業の死傷災害の減少に向けて10月～12月期にかけて監督指導の強化に加え低層住宅等に係る改修工事を中心として小規模現場の**パトロール（巡回啓発活動）**を大阪府内**全13署において実施**し墜落・転落災害の防止を啓発する。

4 年末における労働災害防止の強化

12月は工事が輻輳することによる災害発生が懸念されることから、**近畿各労働局と連携し、一斉に現場指導**を実施することとしている。

昨年9月の台風21号に関連する労働災害発生状況を公表します。

～建設業、商業、運輸交通業での発生が顕著～

大阪労働局（局長 井上 真）では、今般、平成30年9月の台風21号に関連する大阪労働局管内で発生した労働災害について集計を行いましたので、その結果を公表します。

ゼロ災 大阪

建設業の
死亡災害!!

～木造・低層住宅工事における屋根からの墜落災害が多発～

屋根等の高所で作業する場合は、親綱等の墜落を防止する設備を設け、墜落制止用器具（二丁掛フルハーネス型）を使用しましょう。



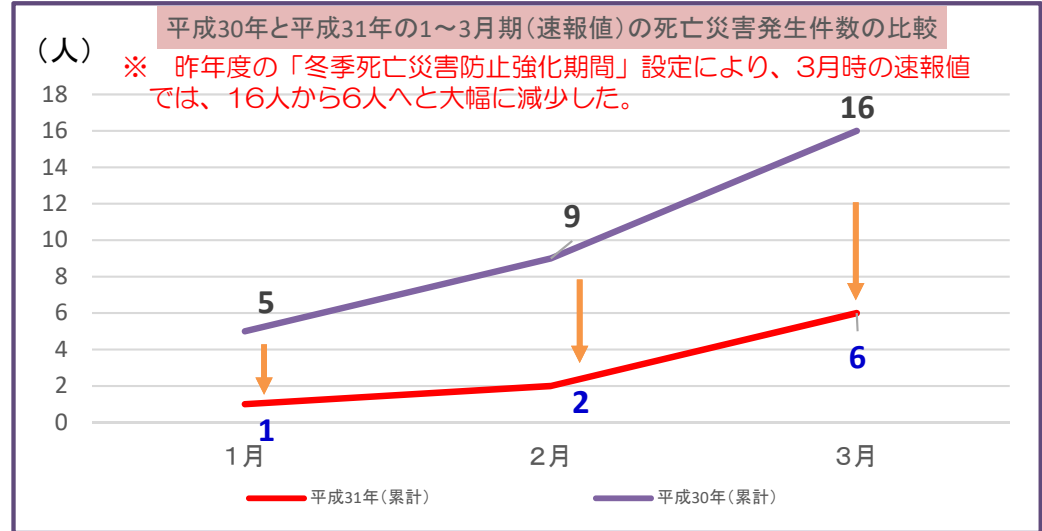
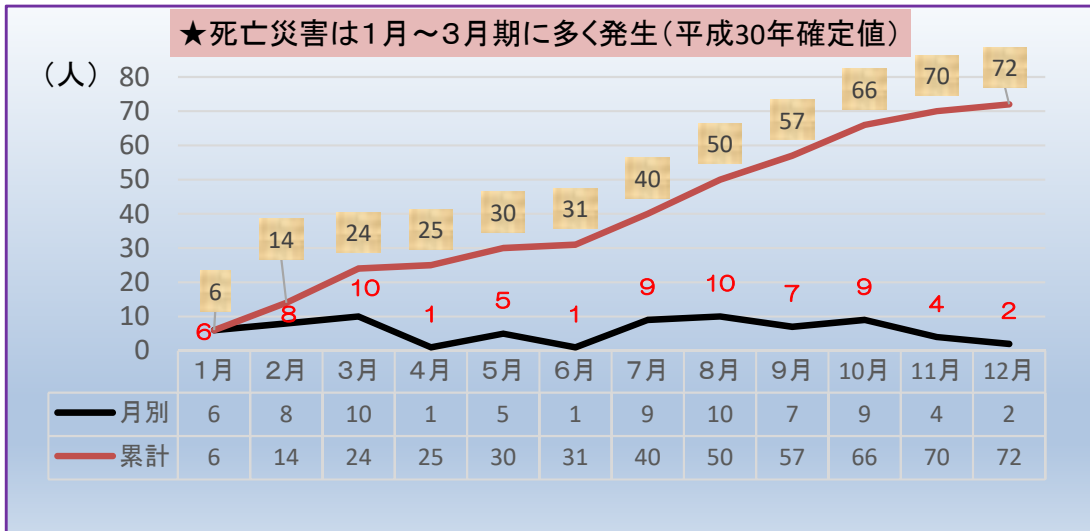
大阪府内における建設業の労働災害による死亡者は、令和元年9月末現在15人と昨年、一昨年の同期を超えてしまいました。特に木造・低層住宅工事における、屋根や開口部からの墜落による死亡者が6人と多く発生しています。本年は、昨年に比べ50%以上減少の12人以下を目標としていましたが、達成できないこととなりました。このままでは、一昨年と同数の20人、さらには昨年の25人以上となることも危惧される事態となっています。

死亡災害撲滅に向けた実績と今後の取組

5 冬季死亡災害防止強化期間の設置

死亡災害が、確定値で72名と前年に比べ大幅に増加したことから、**令和2年1月から3月末日**までを**冬季死亡災害防止強化期間**と定め、**墜落災害の防止、交通労働災害の防止**を重点的に取り組むこととしている。

※ 墜落災害が30人と、全体の半数近くを占めており、製造業や運輸業でも多数発生している。
 ※ 1月から3月期では交通死亡災害が全体の20%と高く、これから年度末にかけても路面の凍結によるスリップ事故や、バイク・自転車による転倒事故の発生も懸念されるため。



6 墜落災害防止の強化

平成30年の建設業における墜落・転落災害が、死亡災害の約75%を占める状況にあるので、改正された政省令に基づき要求性能墜落制止用器具の適正な使用の徹底とフック掛け替え時の墜落を防止する2丁掛け墜落制止用器具の使用促進等を勧める「命綱GO活動」(いのちつなごう活動)を引き続き展開している。

7 安全衛生教育の強化

今後増加が見込まれる高齢労働者や外国人労働者の労働災害防止のため、危険体感教育や現場送り出し教育等、それぞれの特性に応じた安全衛生教育の徹底を図る



ハーネス型安全帯につ
られた状態を体感

健康確保対策の推進

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

◆ 健康確保対策を推進します(過重労働による健康障害防止)

長時間労働者に対する医師による面接指導の実施、長時間労働者に関する情報の産業医への提供等について、指導の徹底を図ります。

◆ 健康確保対策を推進します(産業医・産業保健活動の強化)

- 働き方改革関連法による改正された安衛法等の内容等について、全国安全週間や全国労働衛生週間の準備期間に実施する集団指導をはじめ、あらゆる機会を捉え、パンフレット等を活用することにより、周知を図っております。
- 改正された安衛法の施行に当たっては、産業医が果たす役割がこれまで以上に重要となることから、管内の状況を踏まえ、労働者数50人以上の事業場で産業医が未選任の事業場に対して集団指導を実施するなど産業医の選任徹底に係る指導を計画的に実施します。
- 改正された安衛法第66条の8の3に基づく労働時間の状況の把握については、裁量労働制が適用される労働者や管理監督者などすべての労働者が対象となること、同法第66条の8の2及び第66条の8の4に基づく面接指導については、労働者からの申し出が不要とされていることについて、重点的に指導を行っていきます。

◆ 健康確保対策を推進します(健康診断及び事後措置)

- 健康診断及び事後措置の実施についての徹底を図ります。
- 事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、異常の所見がある場合には、医師等の意見も踏まえ、適切な措置を講じるよう指導します。

脳・心臓疾患の労災補償状況

		全国（年度）			大阪（年度）			
		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H30
件数 全体	請求	795	825	840	86	83	123	90
	決定	671	680	664	76	76	77	92
	支給	251	260	253	20	25	26	37
うち 死亡	請求	283	261	241	29	18	18	21
	決定	246	253	236	20	25	14	20
	支給	96	107	92	3	10	5	11

精神障害の労災補償状況

		全国（年度）			大阪（年度）			
		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H30
件数 全体	請求	1,515	1,586	1732	146	144	162	180
	決定	1,306	1,355	1545	139	136	145	151
	支給	472	498	506	39	36	34	30
うち 自殺	請求	199	198	221	15	22	25	18
	決定	205	176	208	14	17	24	20
	支給	93	84	98	4	5	9	7

メンタルヘルス対策の推進

◆目標

- ストレスチェックに取り組んでいる、労働者数50人以上の事業場の割合を、2022年までに90%以上とする。(83.3%：2018)
- ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を、2022年までに85%以上とする。(85.9%：2018)

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、
 ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
 ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること
 などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告
 ※義務

**労働基準監督署に
 実施結果報告書を提出**

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析
 （※努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

◆「ストレスチェック結果を活用した職場環境改善セミナー」を開催

令和元年度は、大阪産業保健総合支援センターと共催にて、

- 「SC後の職場改善セミナー」
4月25日、5月30日
- 「職場のメンタルヘルス対策セミナー 集団分析と職場環境改善について」
10月28日、11月27日、12月末、1月、2月予定

令和元年10月1日(火曜日)

【大阪・職場の健康づくりフォーラム】開催 461名参加

◆大阪労働局における今後の取組

- ストレスチェックの未受検者を無くすことや面接指導等を申出しやすい職場環境づくり、集団分析結果を活用した職場環境改善など、総合的なメンタルヘルス対策に取り組むよう指導を行います。
- ストレスチェック未実施事業場について、集団指導を実施する等取組の強化を図ります。
- 小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組のため、大阪産業保健総合支援センターが実施する各種支援について情報提供を行います。
- 職場のパワーハラスメントの防止のため、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した周知・啓発を行うとともに、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等を活用し、パワーハラスメント対策の取組内容について周知を図ります。

事業場における治療と仕事の両立支援

◆目標
「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を積極的に周知します。

2019年9月 「治療と仕事の両立支援」周知強化月間

◆「大阪府地域両立支援推進チーム」

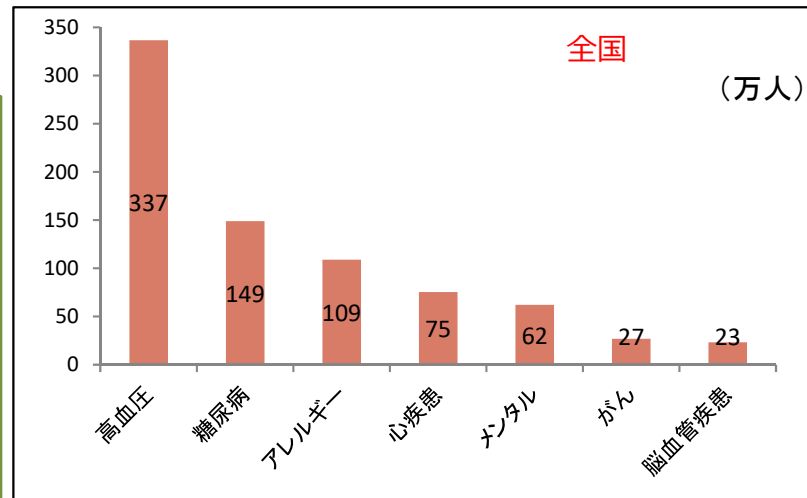
第3回 推進チーム会議（令和元年7月9日開催）

【各機関の取組事項】

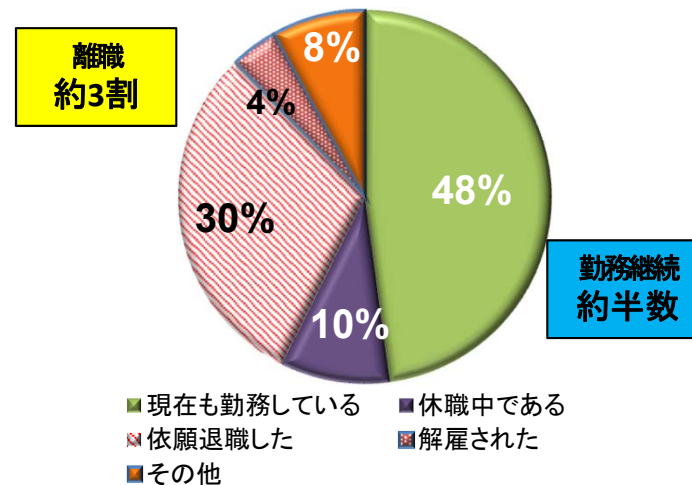
- 大阪府地域両立支援推進チーム
 - ・治療と仕事の両立支援セミナー開催
- 大阪国際がんセンター
 - ・就職支援ナビゲーターによる拠点病院出張相談
- 大阪産業保健総合支援センター
 - ・がん治療と仕事の両立支援事業
- 大阪労災病院治療就労両立支援センター
 - ・各種研修会（過重労働対策、職場のメンタルヘルス、生活習慣病対策等）
 - ・個別指導
 - ・健康相談（無料）
- 大阪府社労士会
 - ・がん患者就労支援ホットライの設置
 - ・がん患者就労支援相談対応出張研修開催
 - ・中小企業を対象としたがん患者就労支援セミナー開催
- 日本キャリア開発協会
 - ・キャリアコンサルタントによる就労支援（医療従事者・企業向け研修会）、相談（無料）



日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いています



しかし、例えば、がんの場合は…



◆大阪労働局における今後の取組

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(企業・医療機関連携マニュアルを含む)」周知強化月間を9月に設定し、大阪産業保健総合支援センター、各労働基準監督署等が開催する説明会において周知を図っています。
- 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等関係者の連携に取り組みます。
- 事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進めるため、「両立支援コーディネーター」の活用を促進します。

化学物質による健康障害防止対策の推進

◆目標

努力義務物質に係るラベル表示及びSDS交付の実施率を80%以上とする

◆化学物質等による健康障害防止対策

化学物質を譲渡・提供する際の危険有害情報の伝達及び取扱い事業場における自主的な化学物質管理を推進するため、

- ・化学物質製造者及び化学物質を譲渡・提供する事業者
- ・化学物質取扱い事業場

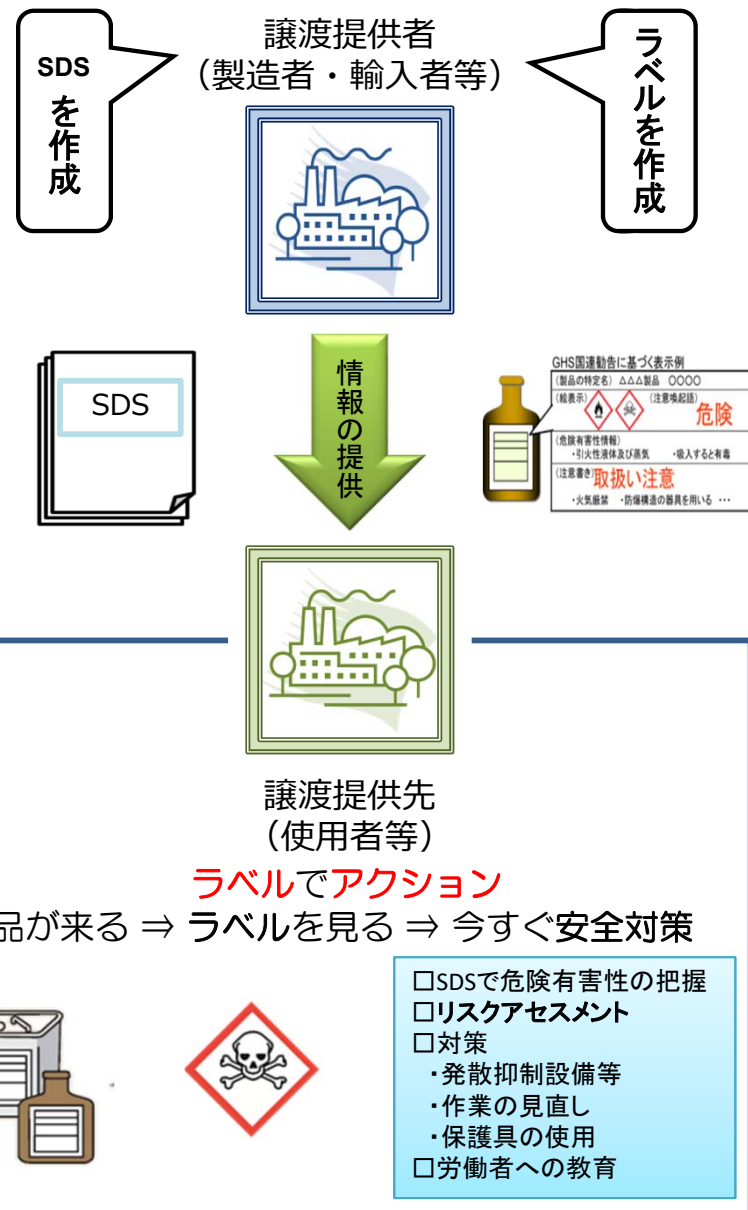
を対象として、事業場が化学物質の有害性を理解し、なお適切な措置が講じられるよう、中長期にわたり計画的に指導等を行います。

◆石綿（アスベスト）による健康障害予防対策

- 石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工されることを防止するため、発注者、施工者、関係団体等が連携し、石綿の把握漏れ防止の徹底、適切な石綿ばく露防止対策について周知
- 大規模地震等が発生した際、がれきの撤去、解体工事等における石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、被災状況に応じた指導・周知等の対応とマスク、手袋等の保護具の確保等によるばく露防止対策を推進
- 労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存のため、事業廃止時も含め、ばく露状況などの情報が確実に保存されるよう周知

◆大阪労働局における今後の取組

- 化学物質のリスクアセスメントの周知
- 「ラベルでアクション」運動の展開
- 石綿等による健康障害の早期発見のため、大阪府医師会と連携した産業医向け研修会の開催



職業性疾病等予防対策の推進

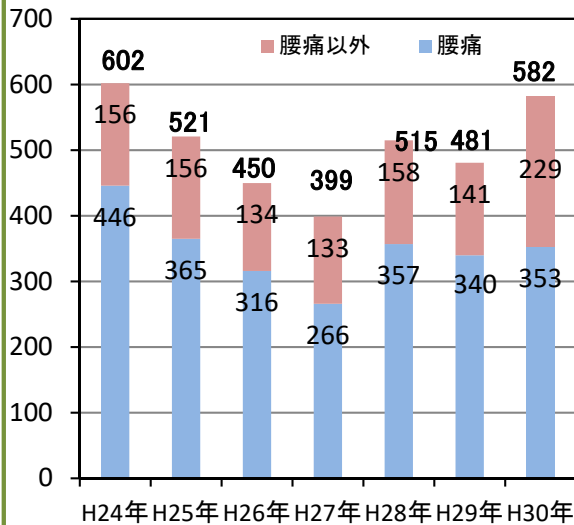
◆目標（腰痛）

保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で**5%以上減少**させる。

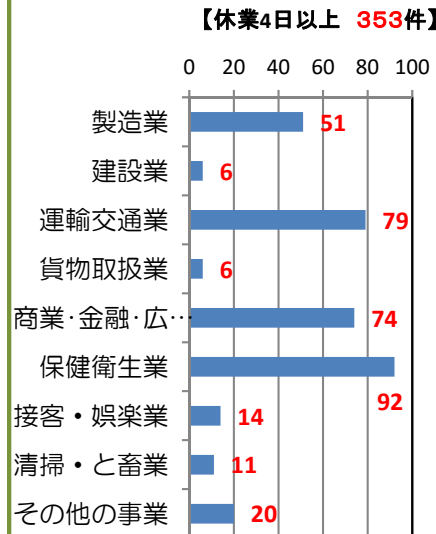
◆腰痛災害発生状況

- 腰痛は、長期的に減少傾向あったが、28年大幅に増加した。
- 業務上疾病全体に占める割合は全国では約6割。
大阪では約6割から7割で推移している。

業務上疾病に占める腰痛の推移(大阪)



平成30年 業種別腰痛発生状況(大阪)



◆大阪労働局における今後の取組

- 保健衛生業や運輸交通業など多発業種に対する集団指導等の実施する。
- 「大阪労働局腰痛予防対策3カ年計画」に基づき、社会福祉施設を対象として、腰痛予防対策の徹底を図る。

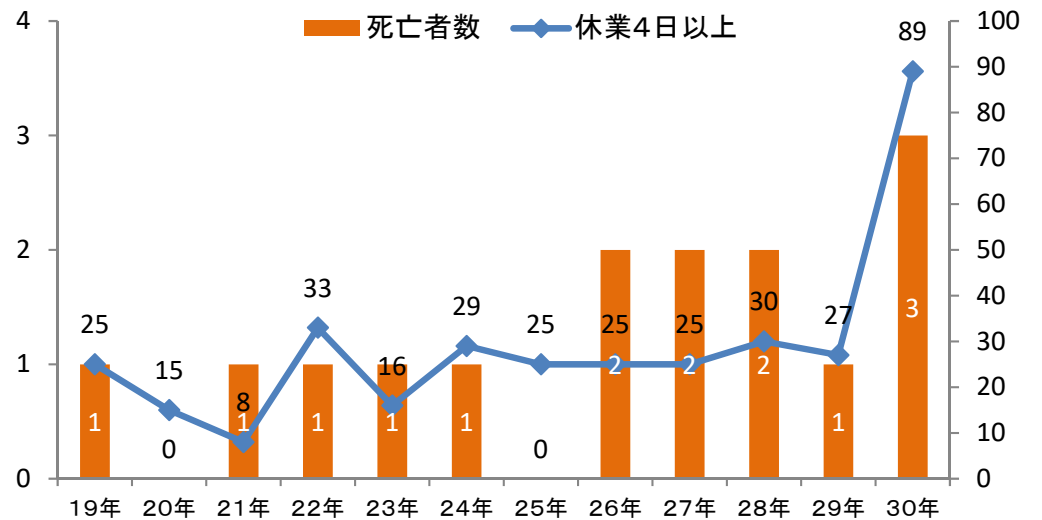
◆目標（熱中症）

職場での熱中症による死傷災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で20%以上減少させる。

◆熱中症予防への取組

- 早い時期からの取組を周知
- STOP! 熱中症クールワークキャンペーンの展開
- 災害が多数発生した業種（清掃業・ビルメンテナンス業・警備業）に対し、熱中症予防対策セミナーを開催
- 令和元年8月2日熱中症による死亡災害多発により、熱中症緊急対策を発令

熱中症による労働災害発生状況



◆熱中症予防対策セミナーの開催

- 大阪産業保健総合支援センターと共催
5月17日、6月6日、7月1日、7月16日

大阪府の最低賃金一覧

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	964円	令和元年10月1日
塗料製造業	970円	令和元年12月1日
自動車・同附属品製造業	969円	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	967円	
鉄鋼業	966円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965円	
自動車小売業	965円	

最低賃金履行確保に向けた取組

大阪府最低賃金の周知

- 大阪府、各市町村、使用者団体、労働者団体等に対して広報誌への掲載、ポスターの掲示、各種リーフレットの配架など周知依頼を行った。広報誌は、全市町村掲載された。
- 大学等教育機関、男女共同参画施設、鉄道各社へポスター掲示を依頼した。
- 新聞、テレビなどマスコミに対する積極的な働きかけを行った。

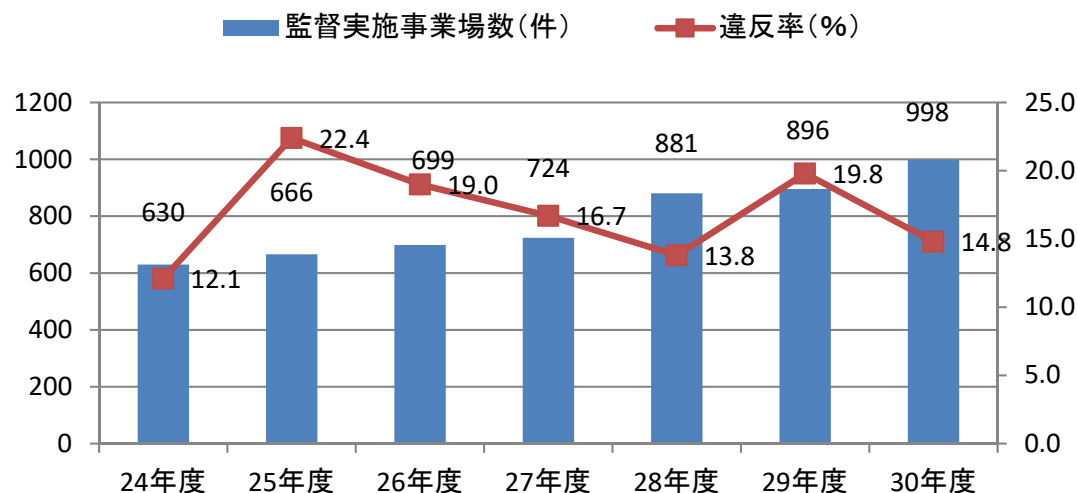
中小企業支援事業の周知

- 大阪府最低賃金リーフレットに各種助成金及び30年4月に開所した「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」の利活用等中小企業支援事業制度の案内を掲載した。
- 金融機関との包括連携協定を活用し、大阪信用金庫・池田泉州銀行等に対して、広報誌への掲載、各支店でのリーフレットの配架等を行った。
- 最低賃金主眼監督の実施件数を大幅に増加させ、監督時に手交することによる中小企業支援策の案内を行った。また、実施にあたりマスコミに事前広報を行った。

その他の取組

- 大阪市と「最低賃金にかかる情報の提供に関する協定」を締結し、業務委託契約等受注業者の最低賃金履行確保に係る情報提供を制度化した。
- 大阪府が契約発注時に配布するリーフレットに最低賃金の情報を掲載し、最低賃金の履行確保を徹底した。
- 大阪働き方改革推進会議に「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を新たに設置し、関係団体・関係省庁との連携を強化した横断的な周知を強化した。
- 大阪国税局等を通じた確定申告会場での周知広報を実施した。

最低賃金主眼監督 監督件数及び違反率の推移



1 大阪局の給付種類別保険給付状況（平成30年度）

	療養(補償)給付	休業(補償)給付	障害(補償)給付	遺族(補償)給付	葬祭料	介護(補償)給付	年金等給付	合計	新規
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	受給者数
計(業災)	219,707	30,264	1,545	58	199	2,942	88,019	342,734	41,825
計(通災)	68,034	7,227	420	10	24	1,033	14,522	91,270	9,342
合計	287,741	37,491	1,965	68	223	3,975	102,541	434,004	51,167
全国(業災)	3,134,722	519,881	16,309	825	2,674	41,048	1,169,447	4,884,906	599,866
全国(通災)	589,706	62,941	2,579	89	235	10,246	156,585	822,381	86,626
全国(計)	3,724,428	582,822	18,888	914	2,909	51,294	1,326,032	5,707,287	686,492

2 迅速・適正な労災補償の実施

- ・ 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移している。
- ・ 過労死等事案の事務処理にあたっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を確実に実施するとともに、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を一層推進する。
- ・ 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行う。

3 石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底

- ・ 毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表している(全国)。
 ※平成17年7月の第1回公表以来、平成29年度分で延べ13,204事業場を公表している。
- ・ 石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての補償もれがないよう、労災請求等の一層の促進を図っていく。

【雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

職業安定の分野

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

人材不足分野等における人材確保支援の総合的な推進

○求人担当者制による求人充足支援の実施

同じ職員が特定の求人を担当し、支援を行う求人担当者制を実施
相談担当部門と連携を図りながら、充足に向けた各種支援を実施

求人担当者制による支援実施件数 1,342件
充足割合 30.6% (令和元年9月末時点)

【支援内容】

- ・ 求職者への応募勧奨 6,862件
- ・ 事業所の魅力を発信するための事業所PRシートの作成 477件
- ・ ミニ面接会の開催 346件
- ・ 労働条件設定や改善の助言 426件



事業所PRシートの実例

○ミニ面接会の開催

求人充足支援サービスの一環として
ハローワーク内での面接会を多数開催



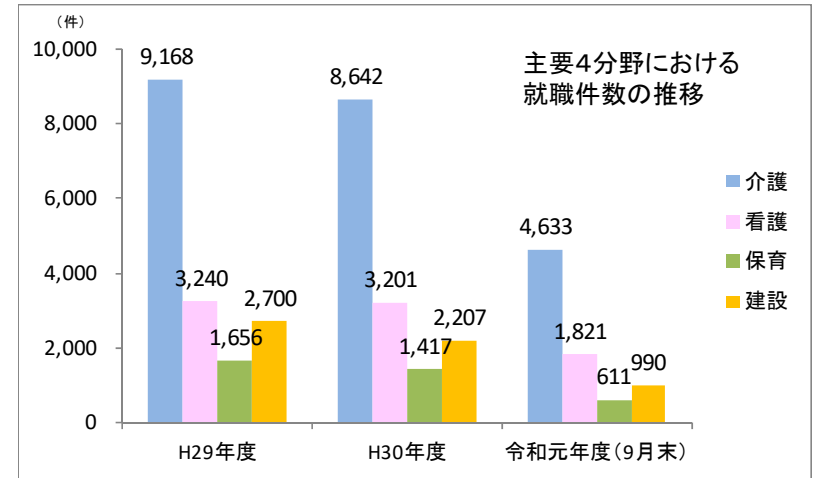
ミニ面接会等実施状況(令和元年8月末時点)

開催回数	事業所数	求職者数	紹介件数	就職件数
604回	877社	5,217人	4,812件	562件

○人材確保対策推進事業の実施

ハローワークに人材確保対策コーナー(府内8箇所)を設置
業界団体との連携による業界の魅力発信、
事業主への求人充足支援及び求職者への担当者制個別支援を実施

人材不足分野に係る就職件数(令和元年9月末時点) 11,420件



業界団体と連携した就職関連イベントの実施例

運輸業界(一般社団法人大阪府トラック協会)と
連携した就職面接会・セミナーを開催

令和元年10月11日開催
面接会来場者 91名
セミナー受講者 32名
参加企業 10社



【受講者アンケートより】

- ・ドライバーの仕事は本当に大変でしんどいと思います。裏を返せば、日本経済の縁の下のかになっていると思います。
- ・トラックは生活と経済のライフラインであることを説明して頂き理解しました。ありがとうございました。
- ・働き方改革が少しずつでもされているのがよく分かった。

【地方自治体との連携による就職支援】

職業安定の分野

【地方自治体との連携】

「ものづくりの街」西淀川区と連携した工場見学会



令和元年4月15日・23日
(ハローワーク梅田)
・大阪市内でもモノづくり企業がトップクラスで集積している西淀川区との連携により、地元製造業の人材確保に結びつけるため、工場見学会を開催
・見学後、面接希望者はそのまま面接へ誘導



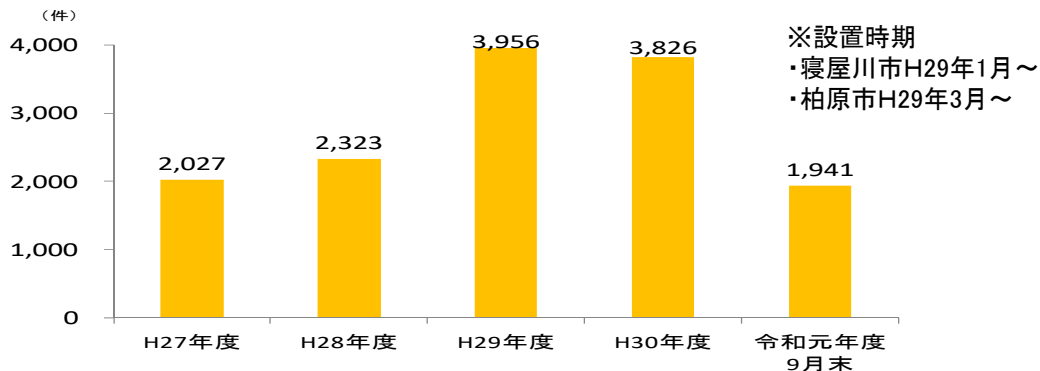
雇用対策協定の締結状況

7自治体と締結(令和元年9月末時点)

大阪府	平成30年3月、若者・女性・障害者・高齢者など多様な人材が活躍できる社会を実現するとともに、産業振興と一体となった人材育成・人材確保支援を実施するため、雇用対策協定を締結。
堺市	平成26年4月、堺市、株式会社高島屋、株式会社ボーネルンドの3者が実施しているキッズサポートセンターさかい事業と堺マザーズハローワークが連携。
東大阪市	平成27年8月、東大阪市及び東大阪商工会議所と「モノづくりのまち東大阪雇用対策協定」締結。若年者等の就業促進及び市内のモノづくり企業等の人材確保支援を実施。
高槻市	平成28年2月、子育て女性を中心とした就職支援を必要とする方等の就業促進及び高槻市内企業等での活躍推進のため、「高槻市雇用対策協定」を締結。協定締結を機会に、高槻市にマザーズコーナーを新たに開設。
吹田市	平成28年5月、「大学生をはじめとする若者及び子育て女性等の就業促進」及び「保育をはじめとする福祉分野の人材不足状態の解消」を図るため、雇用対策協定を締結。
柏原市	平成28年5月、柏原市及び柏原市商工会と雇用対策協定を締結。若年者、女性、障害者及び高齢者をパッケージ化して雇用対策を推進し、雇用創出による定住化促進、人口増加を図る。
寝屋川市	平成28年10月、若者、女性、高齢者、障害者など様々な社会の担い手が意欲や能力を十分に発揮できる地域社会の構築を図るため、雇用対策協定を締結。

【一体的実施の取組】

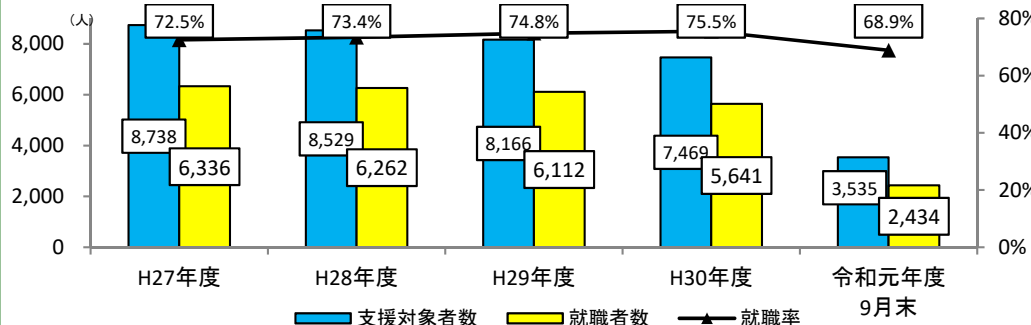
- 大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市と7拠点で実施
 - ハローワークコーナーによる紹介就職件数(生活保護常設窓口を除く)
- 令和元年9月末時点 1,941件(目標達成率54.7%)



【生活保護受給者等に対する就労支援】

- 地方自治体との連携により、生活保護受給者等に対する常設の職業相談窓口を自治体福祉事務所に設置(大阪府内計21箇所)

生活保護受給者等就労自立促進事業 (令和元年9月末時点)
就職者数 2,434人(目標達成率51.5%)

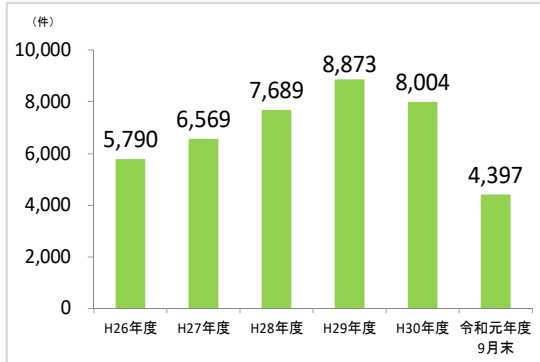


【新規学卒者に対する就職支援の取組】

○大阪新卒応援ハローワークの取組

大学への恒常的な訪問による連携、レギュラーマッチングブースで常時開催されるミニ面接会・説明会の実施

就職件数 4,397件
(令和元年9月末時点)

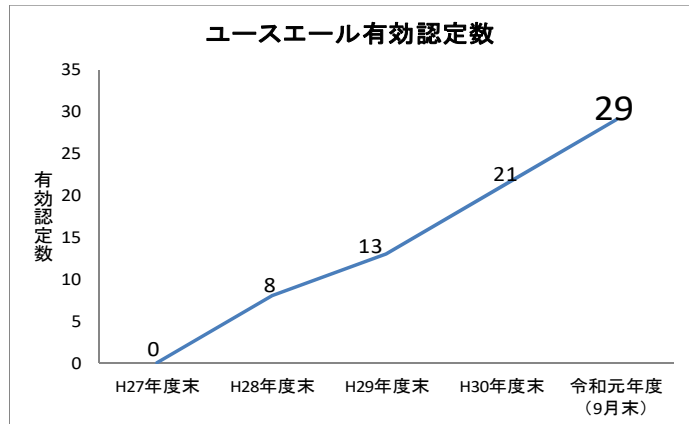


大阪新卒応援ハローワークの支援を受けた正社員の就職件数(自己就職を含む)

○ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、「若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度

ユースエール有効認定数 29社(令和元年9月末時点)



【就職氷河期世代に対する就職支援の取組】

○専門相談窓口の設置

令和元年7月に府内2箇所のハローワークに「35歳からのキャリアアップコーナー」の名称で、専門相談窓口を設置



ハローワーク梅田におけるセミナーの様子



○都道府県プラットフォームの形成

業界団体、自治体等の関係団体が一体となって就職氷河期世代の活躍の促進を図ることを目的に設置。来年度からの本格実施に先駆けモデル実施

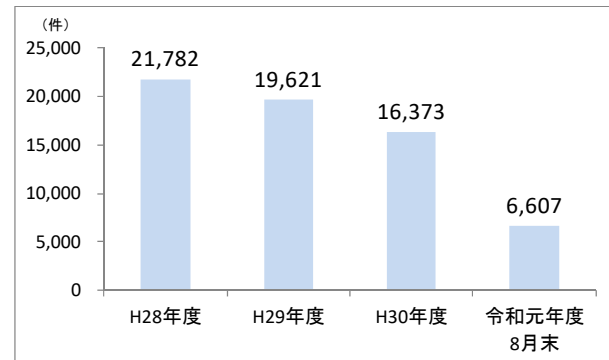
大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置に係る会合を令和元年10月21日に開催

【フリーターに対する正社員就職支援の取組】

○ハローワークによる支援 若年者専門施設を中心に担当者制による個別支援、各種セミナーを実施

ハローワーク職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数 6,607件
(令和元年8月末時点)

ハローワーク職業紹介により正社員に結び付いたフリーター件数



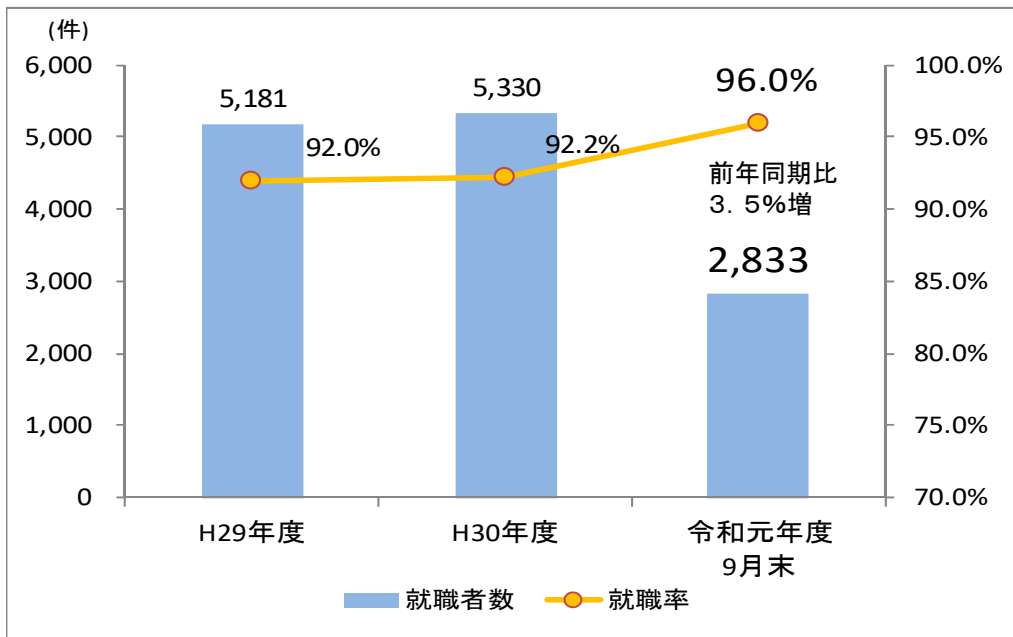
【マザーズハローワーク事業の取組】

○マザーズハローワーク事業の取組

大阪府内の2箇所のマザーズハローワークと10箇所のマザーズコーナーを拠点として、子育てと仕事の両立を希望されるすべての方に担当者制の個別支援を実施

重点支援対象者に対する担当者制による

支援対象者数	2,951人
就職件数	2,833件
就職率	96.0% (令和元年9月末時点)



【マザーズWEEKの開催】

令和元年5月13日～5月31日

マザーズハローワーク事業の支援内容と施設PRを行い、潜在的な求職者を開拓するため、「母の日」の翌日からの一定期間に集中的に、託児付きのセミナーや面接会を中心とした就職イベントを実施

マザーズWEEK 就職イベント参加者数
12施設 44回 1,024名



仕事への不安を和らげるため、ハローワーク内で仕事の体験付きの面接会を開催

大阪マザーズハローワーク 体験型面接会の様子

【ハローマザー企業の取組】

- 仕事と家庭の両立に理解のある企業をハローマザー企業として登録しHP等で発信
- ハローマザー企業を対象とした面接会等を実施し両立を目指す求職者との確実なマッチングを推進

ハローマザー企業数 314社 (令和元年9月末時点)

～仕事と家庭(子育て・介護など)の両立を両立させながら企業をしっかりとサポート～

ハローマザー企業のご案内

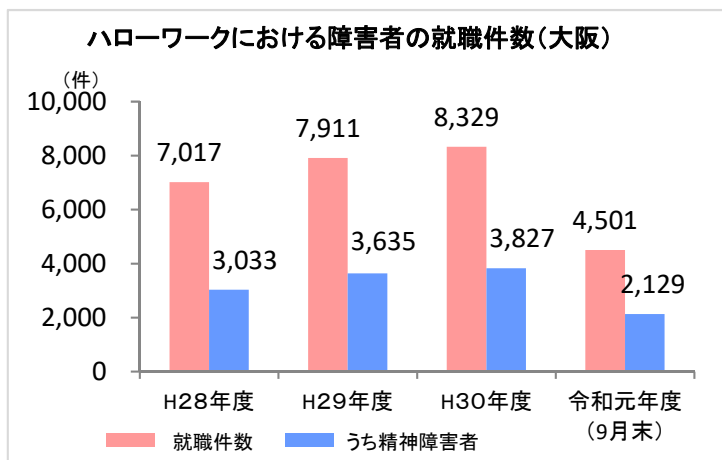
大阪マザーズハローワークでは「仕事と家庭(子育て・介護など)の両立」に理解のある企業の募集を「ハローマザー企業」として、両立を目指す求職者との両立を推進し、より確実なマッチングの提供を行うよう支援を行っています。

大阪マザーズハローワーク

【障害者の雇用対策】

○ハローワークにおける障害者の就職件数

令和元年9月末時点 4,501件



○若年勤労障害者表彰

障害者雇用に関する地域の理解を深め、大阪府内における障害者雇用のより一層の推進と職場定着を図るため、「優秀勤労障害者表彰」制度を創設し、若年勤労障害者の表彰を実施

【優秀勤労障害者表彰式】

令和元年9月30日 受賞者:4名



○障害者の雇用促進

【障害者就職面接会の開催】

令和元年10月2日(水)

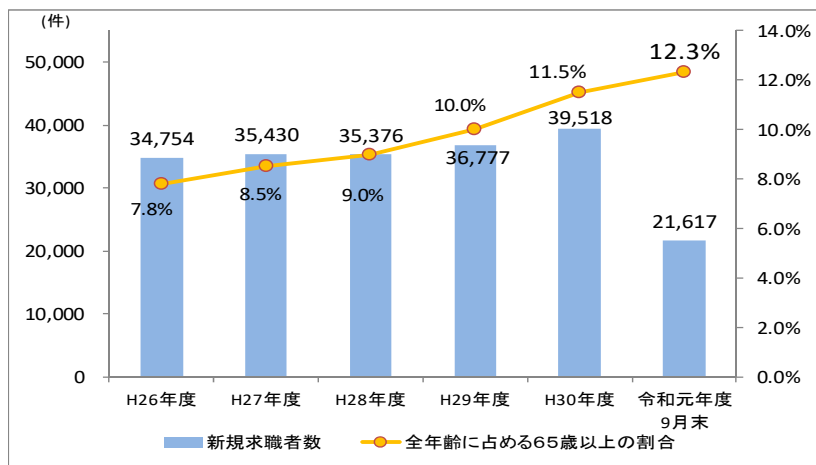
参加者数:898名

参加企業数:120社



【高年齢者の雇用対策】

65歳以上の新規求職者の推移



○生涯現役支援窓口での就職支援

- ・府内の全ハローワーク(16所)に生涯現役支援窓口を設置
- ・増加傾向にある65歳以上の高年齢者を重点的に担当者制による個別相談や各種ガイダンス等を実施
- ・求人者及び求職者双方へのサービスとして積極的なマッチングを図るため、就職面接会を実施

生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数

1,465件(目標達成率62.5%)(令和元年9月末時点)



【ハローワーク大阪東 生涯現役支援窓口】

【外国人雇用対策の推進】

職業安定の分野

○外国人労働者雇用啓発セミナー

令和元年6月12日開催
会場：大阪府立労働センター
608社 666名参加(昨年度:630社 667名)



定員(700名)を超える申込みがあったことから、11月26日に第2回を開催予定

○初めての外国人雇用セミナー

【大阪外国人雇用サービスセンター開催】

外国人の雇用実績がない事業所を対象に、外国人雇用の基礎知識を付与するセミナーを開催

84社 108名参加
(昨年度:53社 68名)

5月から
実施回数を拡大して
開催(毎月1回→2回)



○近畿ブロック外国人留学生就職面接会2019

令和元年6月18日開催
会場：大阪府立体育会館
121社 1,401名参加
(昨年度:120社 1,102名)



10月30日にも
面接会を開催

【職業訓練を活用した就職支援】

ハロートレーニング
— 急がば学べ —

【受講者確保の取組】

○職業訓練実施施設による職業理解セミナーをハローワークにて実施。また、3Dプリンターを活用した体験型のCADセミナー等を実施し、受講者に対して、職業理解をより深めるとともに、ハロートレーニングの受講者確保の取組を実施。

	応募者数	受講者数	就職数
H29年度	13,865	9,968	6,660
H30年度	12,273	8,944	5,814
令和元年度 (8月末)	5,292	3,531	3,213

※応募者数・受講者数については各年度ごとに算出。
※就職数については、訓練修了3か月後の件数を算出しており、就職件数の確定については6か月後となる。

【3Dプリンターを活用した体験型CADセミナーの様子】



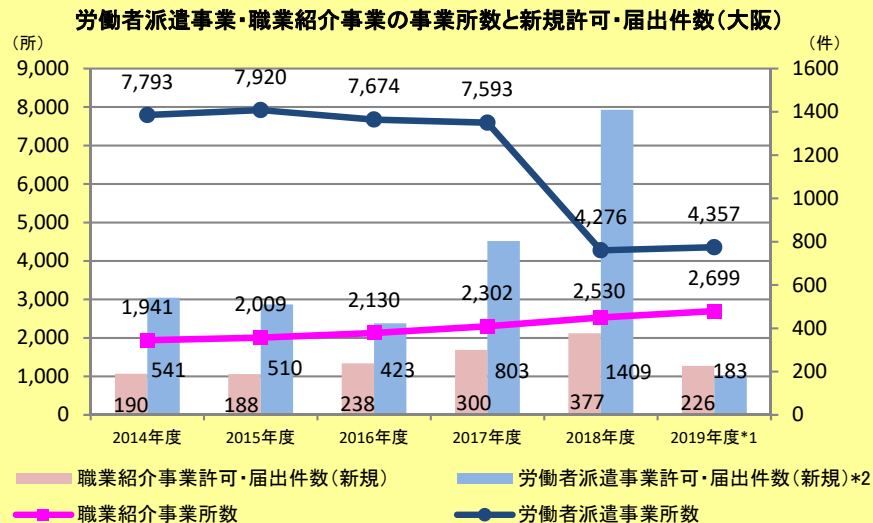
3Dプリンター

【受講修了者に対する就職支援】

○職業訓練施設・求人事業所・ハローワークとの連携により、訓練生向けの合同就職説明会や面接会をハローワークにて実施。訓練受講中の方及び修了者に対して就職支援を実施。



ア 許可申請・届出事業者及び派遣労働者への法制度の周知徹底



*1 2019年度は2019年8月末現在の数値です。

*2 2018年度の労働者派遣事業所数の減少については、2015年の法改正により、届出制の派遣事業が廃止されて全て許可制となり、経過措置期限である2018年9月29日までに許可制への切り替え申請を行わなかった届出制の旧特定派遣事業者は、全て廃止となったことによるものです。

①新規事業者向け説明会(4月～9月)

労働者派遣事業 6回 67名(前年同期は実施なし)
 職業紹介事業 6回 79名(前年同期は実施なし)

②許可申請・届出受理後説明会(4月～9月)

労働者派遣事業 13回 340事業所
 (前年同期 19回 685事業所)
 職業紹介事業 12回 336事業所
 (前年同期 12回 213事業所)

③労働者派遣セミナー(4月～9月)

5回 119名(前年同期は実施なし)

④業界団体等への講師派遣状況(4月～9月)

4団体 4回 127名
 (前年同期 4団体 4回 275名)

⑤平成30年改正労働者派遣法セミナー(4月～9月)

<同一労働同一賃金>
 21回 1248事業所(前年同期は実施なし)



イ 労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

①指導監督の状況

	令和元年度(4月～9月)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)	134件	71件
労働者派遣事業 (個別指導)	派遣元	275件
	派遣先	30件
請負関係事業(個別指導)	230件	85件

②集団指導(許可申請・届出受理後説明会)の実績については、左記アに掲載。

ウ 派遣労働者に対する積極的な支援等

●派遣労働者からの苦情・相談(4～9月) ※四半期ごとに集計
 492件(前年同期 421件)

※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

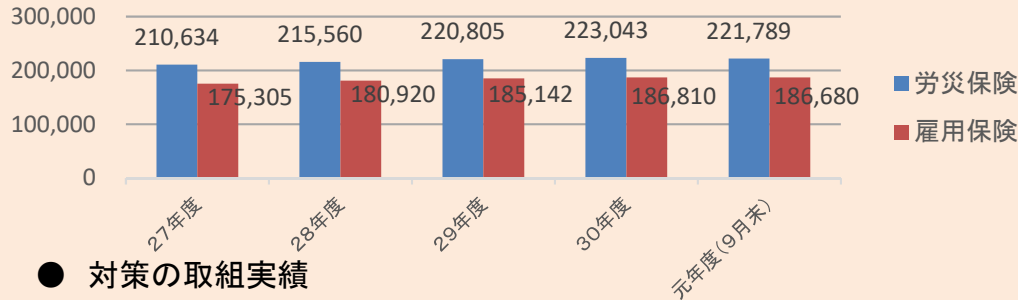
【労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況】

労働保険
適用徴収の分野

労働保険未手続事業一掃対策の推進

令和元年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

● 労働保険適用事業場数の推移(大阪)



● 対策の取組実績

	令和元年度 (元年9月末)	平成30年度 (30年9月末)	平成30年度
手続指導による 自主成立	484件	442件	1,195件
職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	9件	13件	28件

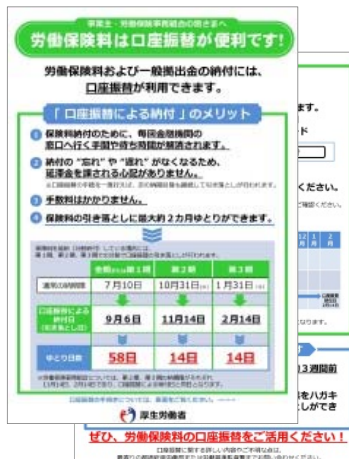
労働保険料の口座振替の利用促進

あらゆる機会にリーフレットを配布し、労働保険料の口座振替制度の周知と利用事業場の増加に努めています。

労働保険料の口座振替利用状況

	29年度1期分	30年度1期分	元年度1期分	単位
口座振替件数	14,215	16,175	18,059	件
口座振替利用率	9.1	10.1	11.2	%

口座振替利用率は、年度更新対象事業場数に対する口座振替対象件数



労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実行ある滞納整理を実施

● 年度別労働保険料収納率(大阪)

収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合です。

	令和元年度 (元年9月末)	平成30年度	平成29年度
徴収決定額	2,144億円	2,131億円	2,095億円
収納額	922億円	2,106億円	2,067億円
収納率 ()は全国	43.03 % (43.18 %)	98.85 % (98.85 %)	98.67 % (98.66 %)

(参考)	令和元年9月	平成30年9月	平成29年9月
徴収決定額	2,144億円	2,109億円	2,072億円
収納額	922億円	903億円	877億円
収納率 ()は全国	43.03 % (43.18 %)	42.84 % (42.98 %)	42.32 % (42.77 %)

● 実効ある滞納整理の実施

複数年にわたり滞納を繰り返している事業主や多額の労働保険料を滞納している事業主等に対しては差押を実施しています。

	令和元年度 (令和元年9月末)	平成30年度	平成29年度
差押状況	291件	620件	709件

(参考)	令和元年9月	平成30年9月	平成29年9月
差押状況	291件	244件	343件